

# 高井戸公園マネジメントプラン

---

高井戸公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	83-3
I 高井戸公園の基礎的事項	83-4
1 都市計画等	
2 過去の取組等	
3 社会状況等の変化	
II 高井戸公園の開園概要	83-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 高井戸公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	83-7
2 取組方針	83-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	83-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
高井戸公園の現況写真	
<資料編>	83-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 高井戸公園に関する資料	



## はじめに

---

「高井戸公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 高井戸公園の基礎的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第6・5・9号高井戸公園
- ・位置 杉並区久我山二丁目地内
- ・面積 17.40ha
- ・種別 運動公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日建設省告示第1689号  
(最終) 平成16年5月14日東京都告示第869号

### (2) 高井戸公園の基本的な性格・役割

本公園は、区部西部の住宅地に位置する都市計画公園（運動公園）であり、広々とした台地の空間が特徴となっている。

北側には井の頭恩賜公園を水源とする神田川、南側には玉川上水、放射第5号線といった帯状の緑があり、水と緑のネットワークを構築するうえでも重要な役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

### (3) 整備計画

高井戸公園の整備計画（平成25年）

本公園は低層住宅と集合住宅の多い住宅地が周辺に広がり、まとまった空間は計画地が最大であることから、「空の景を感じ、スポーツを楽しむみどりの拠点づくり」を基本理念とし、広々とした大地の空間を活かして、健康増進やスポーツを主体としたレクリエーション空間を創出するとともに、すでに指定されている避難場所としての防災機能の向上、神田川や玉川上水の水辺の緑、放射5号線の緑といった帯状の緑と公園の緑を連続させ、水と緑のネットワークの形成を図り、都民の利用に供し、地域のまちづくりにも寄与させる。

- ・多様なみどりの環境づくり
- ・安全・安心な空間づくり
- ・多目的なニーズに対応するスポーツ施設の配置
- ・台地の景を活かした魅力ある景観づくり

## 2 過去の取組等

### (1) 過去の取組の成果

「高井戸公園マネジメントプラン(H31)」における重点目標に係る過去2年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

地元小学校と連携した避難訓練を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

公園整備を進め、令和3年6月に3.46haを開園した。  
○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園  
芝生広場の整備を進め、運動等の健康づくりの場を提供した。

## (2) 高井戸公園の方針と取組内容

本公園は、過去2年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

方針：武蔵野台地の開放的な空間を活かした地域活性化と健やかな公園づくり

取組内容：

- ・近隣住民、隣接する富士見丘中学校をはじめとする地域の各施設・団体とのつながりを作り、育て、地域に愛される公園づくりを目指す。
- ・広々とした「空の景」を楽しめる維持管理を実施し、地域の憩いの空間、健康づくりの場、サードプレイスとして利活用されるようにコーディネートする。
- ・公園の防災施設を活用しながら地域住民等の防災意識の普及啓発を図るとともに、消防署や地元自治会、学校等と連携して地域の防災対応力向上を目指す。
- ・園地の整備拡張の着実な進捗のために、政策連携団体として東京都への協力を行うとともに、杉並区近隣住民との円滑なコミュニケーションに努める。

## 3 社会状況等の変化

### (1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京2020大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取り組み

### (2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都景観計画（平成30年8月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・杉並区地域防災計画（令和3年度修正）
- ・杉並区景観計画（平成28年6月）

## Ⅱ 高井戸公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立高井戸公園（たかいどころえん）  
開園日 令和2年6月1日  
開園面積 59,321.42㎡（令和3年12月1日現在）  
公園種別 運動公園  
所在地 杉並区久我山二丁目  
アクセス 京王井の頭線「富士見ヶ丘」、「久我山」、  
京王線「千歳烏山」から関東バス（久我山病院行き）「久我山病院」

#### (2) 主な公園施設

管理事務所、芝生広場、遊具広場

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

地域の利用者による遊具遊び、散策、犬の散歩、スポーツ利用等が中心であり、自転車での利用が多い。

#### (2) 利用者動向（推計値）

##### ・年間利用者数の推移

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
年間総計（人）	398,800	—	—	—	—

##### ・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	0	0	44,107	22,027	23,068	28,268
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
398,800	46,485	58,705	43,481	42,673	37,158	46,828

#### (3) 主な活動団体

該当なし。

#### (4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）

「マナーアップキャンペーン」「公園と街を巡るスタンプラリー」などが行われた。

## Ⅲ 高井戸公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の確保を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定  
避難場所
- ・杉並区地域防災計画による指定  
避難場所

◎主な取組確認項目：防災機能整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は玉川上水緑道と連続しており、東京の緑の骨格として広域に渡る緑のネットワークを形成している。玉川上水緑道とのつながりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

#### ■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

## ■目標4：自然とふれあえる場となる都立公園

### 【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：自然体験等の取組

## ■目標5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

## ■目標6：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

さらに、都民協働による管理運営を推進するため、公園ボランティア募集に取り組んでいく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・芝生広場、多目的広場のあるゾーン  
多目的に利用できる大規模な芝生広場として、台地の持つ開放的な空間を提供する。  
多目的広場については運営主体が異なることから、接続部の管理など双方が連携して行っていく。

#### B：遊具広場ゾーン

- ・遊具広場、休憩舎のあるゾーン  
レクリエーションの拠点となる休憩舎や遊具を中心に、子どもの遊びや、ピクニック等が楽しめるよう、安全で快適な利用に対応していく。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・雑木林・夕映えの林、桜の苑、四季の苑のあるゾーン  
樹林の間に四阿等が配置され、散策、休憩などの利用に対等していく。  
連続する樹林が配置され、適切な樹林管理により空の景を感じることができスカイラインを維持していく。

#### N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン  
多くの利用者の訪れる管理事務所へのアクセス路周辺等については、安全性や清潔さに留意する。また、管理事務所からの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に努める。

#### Q：外縁部ゾーン

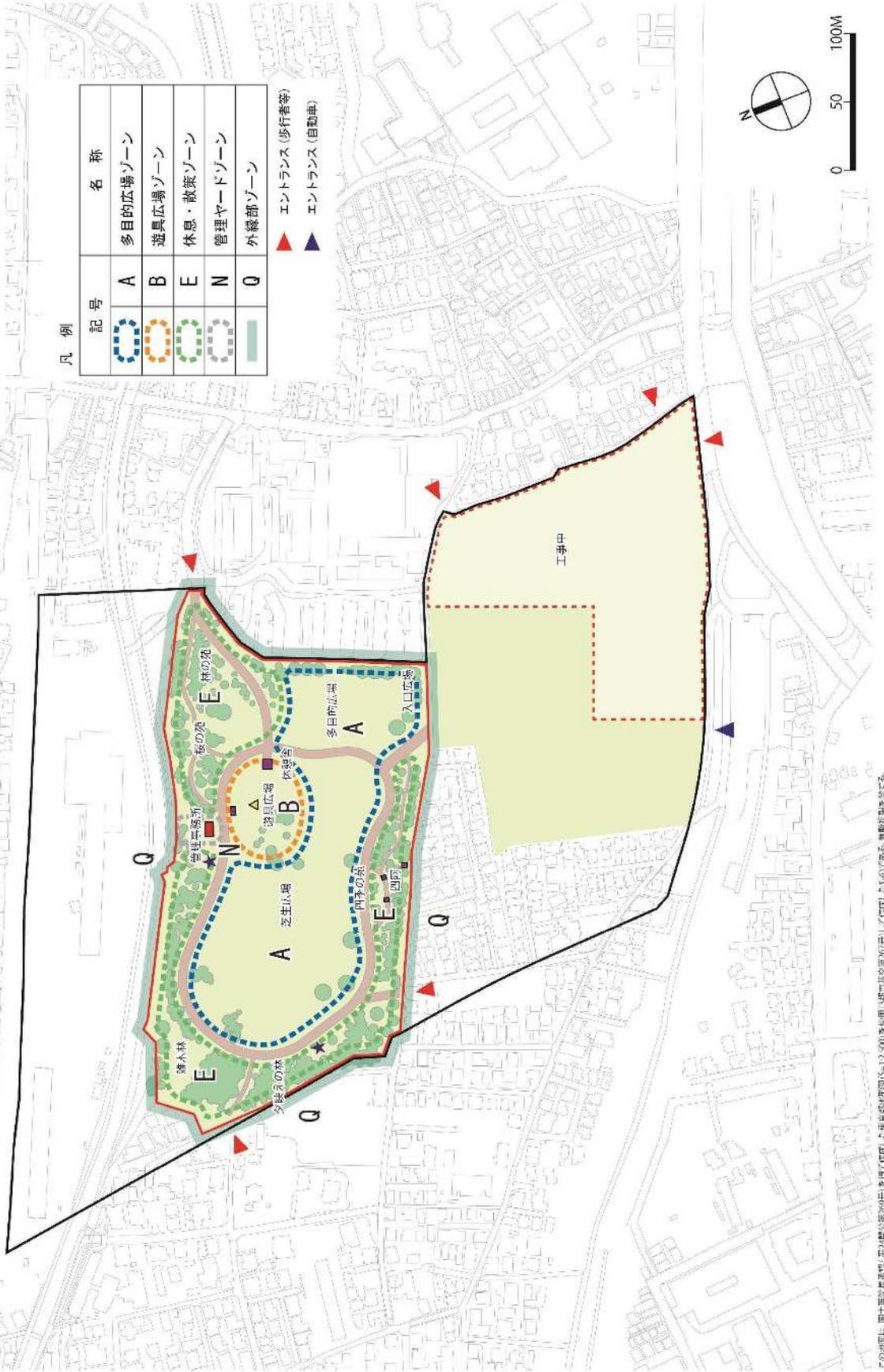
- ・民有地や公道などに接する公園外縁部  
本公園で民有地等と接する所では、景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。  
神田川等に面する箇所では、それらの緑と一体的に良好な景観形成を図る。  
既存樹木は外縁部ゾーンに多く、また、台地の景観特性を活かしたスカイラインを創出するため、公園の外縁部に樹木を多く配置していることから、特に落ち葉や落枝に留意する必要がある。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

# ゾーン別基本方針図 高井戸公園



この図面は、国土交通省国土利用政策局が作成した「国土利用政策」に基づき作成されたものであり、実際の状況と異なる場合があります。

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①多様なみどりの環境に応じた維持管理

本公園は、神田川等に接していることから、これらの緑との連続性に留意する。また、それぞれの樹林ごとの特性に応じた維持管理を行う。

大径木や河川沿いの斜面林などがあり、適切な維持管理作業により樹木や樹林を健全に育成する必要がある。また、シンボルプロムナードでは統一感のとれた樹木管理、台地からの空の広がりを感じさせるスカイラインを形成する樹木、四季を感じさせる林の特性や目標とする姿に応じた維持管理を行う必要がある。

### ②台地の景を生かした景観の創出

本公園の特徴の一つである台地の持つ開放的な空間を活かすよう、樹林の連続性を保ち、また周辺からも緑のボリュームを感じられるよう、広場周辺の樹林地の維持管理を適切に行う。

### ③運動施設の維持管理

今後、開設予定である野球場、サッカー場、テニスコートなどのあるエリアについては、安全で快適なスポーツ利用が出来るよう施設等を適切に維持管理していく。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

神田川沿いの斜面林などの樹林や川沿いの台地地形などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムを実施するなど、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができる取組を行っていく。また、本公園は小中学校が隣接しており、学校の環境教育へ活かせる可能性がある。

##### ②スポーツ等による健康づくり

今後、開設予定である野球場などの運動施設を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京2020大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### 3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

また、災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

### 1) 優先整備区域「事業促進区域」： 108,900 m<sup>2</sup>

杉並区久我山2丁目

### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」： 21,800 m<sup>2</sup>

杉並区久我山2丁目

注) : 「事業促進区域」 : 既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」 : 新たに事業認可を取得する区域

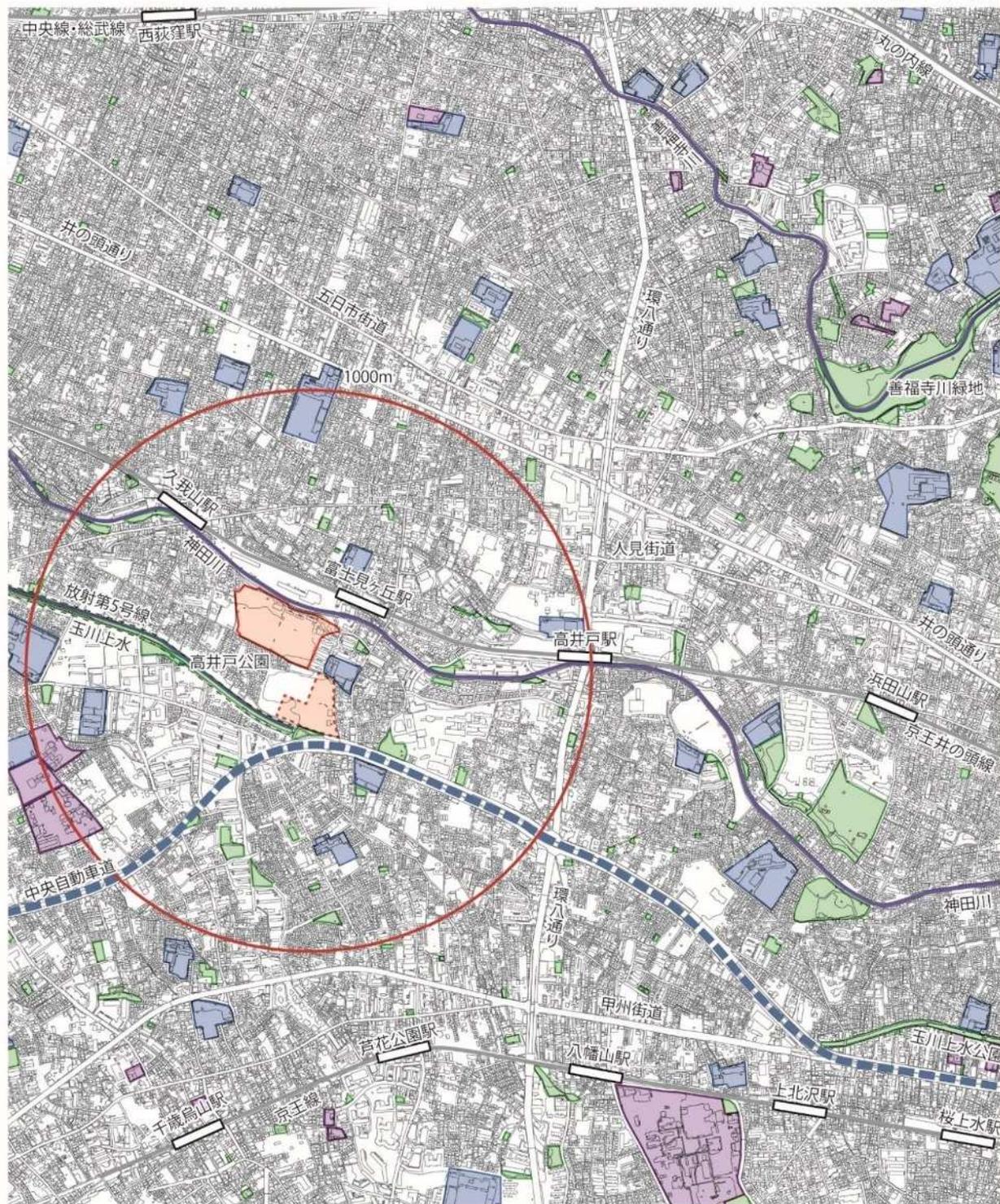




- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

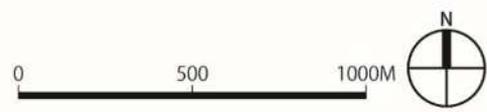
周辺土地利用図(地図)

高井戸公園



この地図は、国土理院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地
- :学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



高井戸公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

①芝生広場



⑤遊具広場



②芝生広場西トイレ



⑥桜の苑



③管理事務所



⑦遊具広場・管理事務所



④遊具広場



⑧北西入口

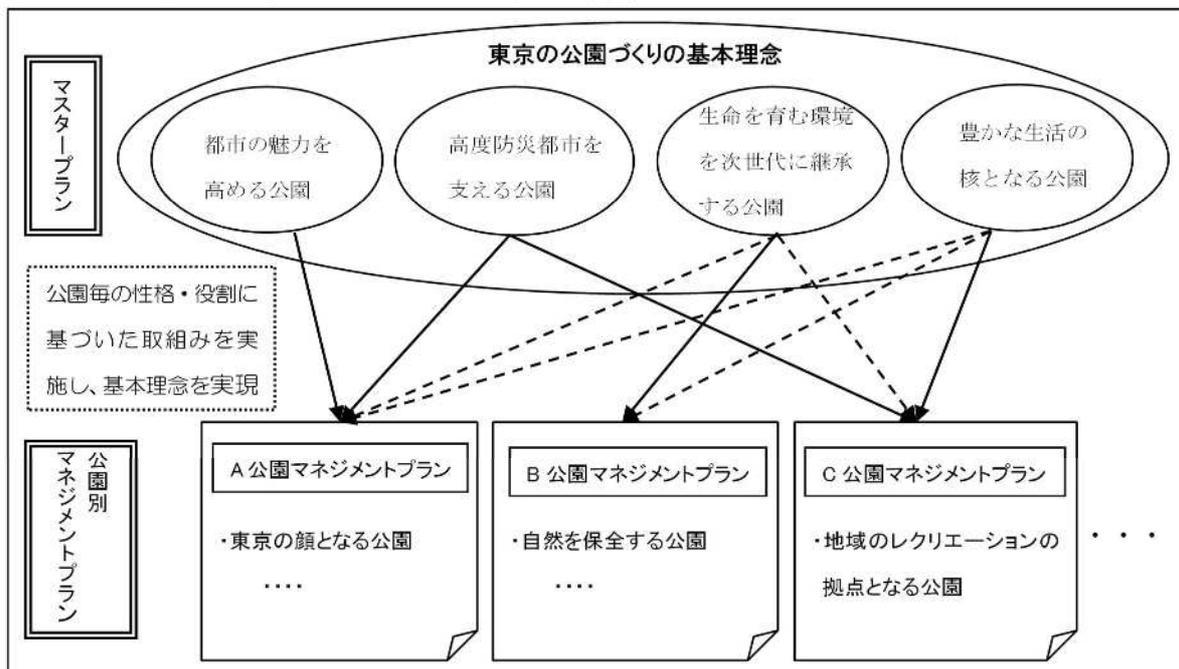


# <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、高井戸公園が担うことになるプログラムには◎を、高井戸公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 高井戸公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念1 魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
(3)安全・安心な公園とするための取組み		公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○	
に生命を継承する公園環境を次世代に育む3	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	◎
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	◎ ○
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○ ◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	◎ ○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

## 資料2 高井戸公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により都市計画決定
平成 16 年 5 月 2004 年	東京都告示第 869 号により都市計画変更
平成 18 年 3 月 2006 年	NHK 富士見ヶ丘運動場 閉鎖
平成 25 年 2 月 2013 年	計画区域北側に位置する京王井の頭線の検車区を除く 13.7ha における高井戸公園の整備計画について、東京都公園審議会より答申
平成 25 年 3 月 2013 年	財務省用地（約 2.9ha）を取得
平成 25 年 4 月 2013 年	高井戸公園の整備計画 決定
平成 26 年 2 月 2014 年	王子HD用地（約 3.0ha）を取得
平成 27 年 2 月 2015 年	NHK 用地（約 5.0ha）を取得
平成 30 年 2018 年	財務省施設跡地、王子製紙施設跡地の工事着手（埋文調査完了後実施）
令和 2 年 6 月 2020 年	神田川沿いの東側園地 2.5ha を開園
令和 3 年 6 月 2021 年	神田川沿いの西側園地 3.5ha を追加面積

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・本公園は武蔵野台地上に位置し、ほぼ平坦地となる台地部と神田川沿いの低地、斜面地で構成されている。本公園南側には、玉川上水緑道が接している。
- ・台地部の標高 47.0m 程度から平坦となり、計画地ではおおむね 50.0m 程度で、神田川沿いの低地は標高 44.0m 以下となっている。
- ・神田川沿いの斜面地と外周部には高木の樹林が残り、貴重な緑地となっている。
- ・近接する玉川上水は、東京都の歴史環境保全地域や国指定史跡となっている。

#### 2) 社会的環境

- ・最寄り駅として京王井の頭線富士見ヶ丘駅が北東方向に位置し、同路線久我山駅が北西方向にいずれも神田川沿いに位置している。
- ・主要な道路は、玉川上水沿いに建設された放射第 5 号線が接しているほかは、周辺道路は幅員 6m 以下の道路となっている。公園に接する計画道路としては、西側外周部に補助 216 号線の計画がある。

### (3) 園内のトピックス

- ・芝生広場中心の広々とした台地の空間に各種の遊具が整備され、利用者が増えている。運動施設ゾーンは整備中である。

#### (4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・土砂災害防止法
- ・東京都景観条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

#### (5) 利用状況等データ

##### 1) 公園占用の状況

(件)

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
写真撮影	1	—	—	—	—
映画等の撮影	0	—	—	—	—
その他	28	—	—	—	—

##### 2) 主な催し物

###### 令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	日本の季節の風物詩	8月～12月	—
自主事業	1	公園と街を巡るスタンプラリー	12月	延べ3,434回
	2	マナーアップキャンペーン	11月/2月	約50組/ Twitter延べ 982回、YouTube 延べ683回
	3	ピクニックラグレンタル	9月/3月	—